

村井議員のご質問にお答えします。

初めに、後期高齢者医療制度についてであります。

本制度は、我が国の高齢社会の進展の中で国民皆保険体制を堅持し、医療保険制度を将来に亘って安定的で持続可能なものとしていくために創設されたものと認識しており、本年４月からの開始に向け、広域連合と連携しながら、円滑な移行に努めてまいります。

また、財政措置に係る国への要望につきましては、広島県広域連合議会から要望書が提出されているところであります。

資格証明書につきましては、市町の意見を聞いて認定することとされており、滞納者の実情を把握する中で、交付権限を有する広域連合と連携を図りながら、適切に対応して参ります。

以上

次に、国保行政についてであります。

まず、医療費の増高についてであります。老人保険制度の改正に伴い、国保対象者が本年度において従来の 70 歳未満から、75 歳未満となったことなどから高齢受給者の医療費が、大幅に伸びており、また、3 歳から 69 歳の入院に係る一人一日当たり医療費の伸びも顕著であります。

次に、保険税一人当たり平均額の引き上げについてであります。

このたびの医療制度改正により、老人保健拠出金は後期高齢者支援金へ変更となり、支出額は減額となります。一方、退職医療制度の廃止に伴い、65 歳以上 75 歳未満の退職被保険者が一般被保険者へ移行することにより、医療費の大幅な増加が見込まれます。

本市においては、2000 年度（平成 12 年度）以降、市民生活に配慮し、被保険者負担の年次的な低減に努め、保険税一人当たり平均額を減少させてきたところでありますが、新年度におきましては、医療費を推計する中で、事業の継続的安定運営を図るために、一定程度の負担の増加をお願いせざるを得ない状況であります。

しかしながら、景気動向が不透明な状況の中で、必要額の2分の1について基金を充当し急激な上昇を抑制することとしております。

次に、成人検診は、新たに生活習慣病に着目した「特定健康診査」に変わりますが、脳ドック、がん検診については引き続き実施して参ります。

次に、資格証明書につきましては、交付基準の見直しに加え、被保険者の立場に立った適切な制度活用が図れるよう、本年10月の被保険者証一斉更新時に向け、検討して参ります。

また、保険税の減免制度については、低所得世帯に対する法定軽減制度があり、加えて、本市においては、企業倒産・解雇等により、一時的に生活困窮となり、納税が困難と認められる場合に適用できるよう制度を拡充しており、一定以下の所得世帯を一律に減免することは困難であります。

次に、一部負担金減免制度につきましては、一部負担金が医療機関での多受診・過剰診療の抑制や、負担の公平性を確保するために設けられていることから、いわゆる「50%条項」の見直しは、健全経営の観点から困難であります。

以上

次に、医療行政についてであります。

医師の確保については、早急に積極的な対策を講じるよう、市長会や全国自治体病院協議会を通じ、国に対し、強く要望しているところであります。

市民病院における産婦人科医師の確保については、以前として厳しい状況にありますが、研究研修費、医療機器整備費の増額を予算に盛り込むなど、臨床研修病院としての機能も強化し、市民病院の魅力を高めるとともに、引き続き、医師の確保に向けて取り組んでまいります。

また、医療事故等に関しましては、現在、国において、リスクを医師個人に直接負わせない産科医療の無過失補償制度について、検討が行われているところであります。

また、奨学金制度などの医師の養成・確保対策については、国・研の医療施策において、抜本的な対策が必要であると考えております。

以上

次に、保育ママ制度についてであります。

本市の家庭保育福祉員制度は、低年齢児保育のニーズが高まる中で、保育所を補完する制度として、これまでその役割を果たして参りました。

今日、保育所では公私立合せて 67 所において 0 歳児の受け入れを行っており、また、入所を希望する児童の全員入所を基本にしており、待機児童はありません。

こうした状況の中、本制度は、あくまでも、保護者の選択肢の一つとして、現在運用しているところであります。

家庭保育事業の法制度としての位置づけにつきましては、国において現在検討されており、その動向を見守ってまいりたいと考えております。

以上

次に鞆港埋め立て架橋計画と鞆の町づくりについてであります。

この計画は、鞆町の様々な課題を抜本的に改善し、歴史的な町並みを持つ鞆町の再生・活性化を図るものであり、大多数の住民に応えるべく推進しており、撤回するつもりはございません。

まず、港湾整備事業についてであります。
白茅地区の港湾整備は、湾内で課題となっていた不法占用、夜間の水揚げ等に対応するため、水産物荷揚場として実施されたものであります。

一方、鞆港の埋め立てによる整備は、湾内の漁業活動に対応し、未整備、老朽化している係留施設や荷捌き施設等の抜本的整備を図り、併せて旅客船ふ頭を整備するものであり、両地区の一体的な整備により、現在の鞆港が抱えている課題が整理できるものと考えおります。

また、放置物件に対しては、原因者処理が原則であり、原因者を特定し指導が行われており、原因者不明の物件等については、順次処理されるものと聞いております。

次に、鞆町の環境整備についてであります。

まず、空き家の買い取りによる離合場所の確保につきましても、抜本的な交通混雑の解消とならないばかりか、鞆町の特徴的な町並みの連続性が失われこととなるため、適切な方法ではないと考えております。

次に、鞆町の消防・救急体制についてですが、現在、南消防署鞆出張所及び3か所の分団器具庫を防災拠点として位置づけており、消火栓、防火水槽などの消防水利については、現状で不足していません。

また、平地区の診療所の開設は考えておりません。

次に、下水処理についてですが、鞆町は市街化区域全体を計画区域として公共下水道の整備を予定しており、一部地域は既に事業着手しております。

最後に、伝統的建造物群保存地区の拡大については、国・県など、関係機関との協議や住民および地権者の合意が必要であり、新たな区域設定に更に時間を費やすこととなるため、まずは、老朽化が急速に進んでいる約8.6ヘクタールについて、重要伝統的保存地区の選定を受けて保存整備に努め、その後、拡大について検討して参りたいと考えております。

20 数年来の懸案であり、韃地区住民の大多数の方々が早期実現を望んでおられたこの韃地区道路港湾整備事業は、昨年 5 月、埋め立て免許の出願をし、免許が得られ次第、事業着手すべく予算計上も行っております。

12 月議会で「大多数の住民の願いに答えるべき」として、「埋め立てに異存ない旨意見を述べる」ことについてご議決頂いているところであります。

歴史とロマンに満ちた韃の町を、生活者の視点に立って再生・活性化するためには、本事業は必要不可欠であり、今後とも、早期実現に向けて、最大限努力して参ります。

以上

次に、建設都市行政についてであります。

まず、幹線道路網整備についてでありますが、福山道路等の幹線道路網は、将来にわたって、都市圏の交通渋滞を解消・緩和し、市民生活の利便性・安全性の向上や、社会・経済活動の活性化などを図るものであり、引き続き、事業者である国・県と一体となって、早期整備を推進してまいる考えであります。

次に、福山道路につきましては、事業再評価制度に則り既に 2005 年度（平成 17 年度）に再評価を実施され、事業の継続が認められています。

次に、福山道路等の幹線道路網計画への市民参画につきましては、2002 年度（平成 14 年度）に、国土交通省が示された「市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」では、既に事業化している福山道路等については、対象とされておられません。

次に、瀬戸学区山北地区で開催した、農業用水路の付け替えに関する説明会については、設計協議の一環として、最も関係がある水利権者に、検討段階から説明し、直接の利用者としての意見を伺う中で修正等を行って、今後の合意形成を図っていくために開催したものであり、付け替えに直接関係するすべての農地所有者へご案内しております。

なお、昨年中に国土交通省から説明責任に関する指導を受けた事実はありません。

次に、山北地区では、これまでの経過を踏まえ、説明会に代わる個別対応を実施する中で、設計協議を行っているところであり、事業説明会の再開は考えておりません。

次に、用水路に関する説明会では、現況の水路に大きな影響を与えないための、調整池や分離層など道路排水における処理方法等を説明したものであり、道路から汚水が発生するとの説明はしておりません。

また、津之郷学区においては、地元からの要請にお応えして、山陽自動車道からの影響について年に数回の水質検査を実施しておりますが、農業用水として不適と評価されたことはなく、福山道路等においても、一般的な道路排水が農作物に大きな影響を与えるとは考えておりません。

以上

次に、水路転落防止対策についてであります。

緊急箇所整備は、市の重点施策として、現在、周辺部を含め地元関係者の理解が得られた箇所から計画的に防護柵の設置や交差点付近の床版等を設置し、安全の確保に努めているところであります。

今後も、自治会・町内会等と連携を図りながら安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

以上

次に、要介護の障害者控除の認定についてであります。

障害者認定については、身体の機能障害の程度や機能障害による日常生活活動の制限の度合いにより、判定するものであり、国に示す「障害老人の日常生活自立度判定基準」等に基づき、適正に判定しております。

制度周知については、高齢者福祉のしおりやホームページ等の掲載に加え、今年度新たに広報に掲載するとともに介護支援事業所への情報提供も実施したところであります。

なお、要介護者のいる世帯でかつ課税世帯については把握しておりませんが、過去３年間の障害者認定者数については、

2005年度（平成17年度）が14人

2006年度（平成18年度）が39人

2007年度（平成19年度）が本年2月現在で72人となっています。

以上